

半田商工会議所会員および会員優良従業員表彰規約

(目的)

第1条 半田商工会議所（以下会議所という）は、会員である事業所（以下会員という）および会員従業員であって、産業経済の振興、地域社会発展に貢献した者、ならびに職務に精励し、他の模範となる者を表彰する。

(表彰内容)

第2条 前条の表彰内容は次の各号に従って行う。（第1号～第4号は会議所推薦、5号は会員推薦）

1. 会員であって、産業経済の振興、地域社会の発展に貢献した者。
2. 会員であって、当所活動で顕著な功績のあった者。
3. 会員であって、入会后50年を迎えた者。
4. 会員であって、創業50年、100年を迎えた者。
5. 会員従業員であって発明、考案、改良および事業拡大等に貢献し、その業績が顕著な者。

(推薦)

第3条 会員が会員従業員を推薦する場合は、次の各号に基づいて行う。

1. 該当する年度の会費が完納されている事。
2. 被表彰候補者の推薦は、別に定める推薦書により会員名にて推薦する。
3. 推薦者枠は、第2条の5号については原則として2人以内とする。

(表彰委員会)

第4条 被表彰者を決定するに際しては、表彰委員会が審査を行う。表彰委員会は、会議所議員、役員、学識経験者等で構成し、委員は常議員会の承認を得て、会頭がこれを委嘱する。

第5条 表彰委員会は表彰を行うに際しての次の各号の他、表彰実施に伴う必要な事項の決定を行う。

1. 第2条の被表彰者の選考。
2. 第3条第2号の推薦書の様式。

(表彰)

第6条 表彰は、原則として会議所創立記念日に会頭が行う。

(改正および廃止)

第7条 この規約の改正および廃止は、常議員会の議を経て、議員総会の承認を得て行う。

附則

1. この規約は、昭和47年6月30日から施行する。
2. この規約は、平成10年4月1日から一部を改正施行する。
3. この規約は、平成17年5月24日から一部を改正施行する。
4. この規約は、平成20年5月28日から一部を改正施行する。
5. この規約は、平成25年10月30日より一部を改正施行する。
6. この規約は、平成27年4月1日より一部を改正施行する。